

市民から寄せられた意見等に関する
報告書

令和6年4月

広報広聴特別委員会

受理 番号	受理年月日	意見の要旨
1	令和6年3月12日	<p>■保育料について</p> <p>現在、あま市の保育料の算定方法では、3人以上の子供を養育している場合は3人目以降が無料となるが、子供としてカウントできるのは、18歳の年度末までである。今度見直される児童手当では、多子加算にカウントできる子供が22歳年度末までになる(親等に経済的負担がある場合)。県内の市でも同様の取組をるところがあり、あま市でもカウントできる子供の年齢の引上げを検討してほしい。</p>